

児童手当現況届の提出について



現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一など）を満たしているかどうかを確認するものです。

現況届は原則令和4年度から提出不要となりましたが、以下の受給者は提出が必要です。

【現況届の提出が必要な受給者】

①南阿蘇村から現況届の案内通知を受けた人

※該当する受給者へ6月に現況届を送付しますので、期日までに提出ください。期日までの提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

②現況届の案内通知は受け取っていないが、以下に該当する人

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- ・離婚協議中で配偶者と別居している人
- ・支給要件児童の戸籍がない人

②に該当する人は、子育て支援課まで連絡をお願いします。別途現況届の提出をご案内します。

〈問い合わせ〉子育て支援課 TEL0967 (67) 2715

鳥獣害防止用爆音機の使用制限について



鳥獣害防止用の爆音機につきましては、南阿蘇村環境保全条例が改正され、次のように使用制限が定められましたので、遵守されますようお願いいたします。

- ◆午後7時から翌日の午前6時までの間は、爆音機を使用してはいけません。
- ◆住家からおおむね200m以内では、爆音機を使用してはいけません。ただし、住家に居住する人から同意を得ている場合を除きます。

爆音機を設置しようとするときは、事前に水・環境課へ届け出が必要となりますのでご注意ください。

〈問い合わせ〉水・環境課 TEL0967 (67) 3176

ヤマビル・マダニ吸血被害対策研修会の開催について



ヤマビルは、有害鳥獣の行動範囲の拡大とともに村内でも生息域が広がっており、毎年吸血被害が報告されています。ヤマビルの吸血被害を防ぐためには、ヤマビルの生態をよく理解し、ヤマビルを寄せ付けない対策が必要になります。そのため、住民の皆さんがヤマビルの吸血被害にあわないように、また、ヤマビルを寄せ付けない環境づくりのために研修会を開催いたします。

研修会では、東海大学 村田浩平教授をお招きし、ヤマビル対策に加えマダニ対策と最近の研究結果などについて講演をおこないます。

住民の皆さん、牧野関係者、林業関係者など多数のご参加をお待ちしています。

■日時 6月29日(木) 午後7時30分～

■場所 南阿蘇村役場 2階大会議室

〈問い合わせ〉水・環境課 TEL0967 (67) 3176